

特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ(令和2年度)

札幌市教育委員会

札幌市では、特別支援学級に就学しているお子さまなどがいるご家庭に対し、その世帯収入に応じて、学用品、給食費等学校教育にかかる費用の一部を、特別支援教育就学奨励費として助成しています。

対象となる方

- (1) 札幌市立小・中学校の特別支援学級（知的障がい、自閉症・情緒障がい等）に在籍しているお子さま
- (2) 札幌市立小・中学校の通常の学級に在籍しているが、重度の障がいや疾病のあるお子さま（※1）

※1 札幌市学びの支援委員会において、特別支援学校（聾学校、盲学校、養護学校）で学ぶことが望ましい程度（学校教育法施行令第22条の3に定める障がいの程度）と判断されるお子さま。

- (3) 札幌市が設置する通級指導教室（言語障がい、難聴、弱視、発達障がい等）に通級するお子さま

※ 通級指導教室に通級するお子さまについては通級交通費（本人経費分）のみ助成対象となります。

《ご注意ください》

- ・ 次のいずれかを受給している場合は助成の対象となりません。
生活保護法による教育扶助、就学援助、児童福祉法による就学における措置費または療育の給付
- ・ 特別支援学校に通うお子さまについては、北海道教育委員会から助成があります。詳しくは入学する特別支援学校にお問い合わせください。

助成の内容 ※助成額等詳細は裏面をご覧ください。

助成の内容については変更になる場合があります。



支弁区分	令和元年（平成31年）中の 総所得金額（※1）	助成の内容
I、II区分	下記の所得以内の世帯（※2） ・ 2人世帯…546万円以内 ・ 3人世帯…711万円以内 ・ 4人世帯…794万円以内 ・ 5人世帯…901万円以内 ・ 6人世帯…1,060万円以内	・ 学用品費、通学用品費 ・ 新入学児童生徒学用品費、通学用品費 ・ 体育実技用具費 ・ 拡大教材費 ・ 校外活動費（宿泊なし） ・ 校外活動費（宿泊あり） ・ 修学旅行費 ・ 学校給食費 ・ 職場実習交通費（中学生のみ） ・ 通学交通費（本人分経費）
III区分	上記の所得以上の世帯（※3）	通学交通費（本人経費分） 職場実習交通費（中学生のみ）

※1 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」又は所得税の確定申告書の「所得金額の合計」の金額です。

※2 表中の金額はめやすの額となります。世帯の年齢構成等に応じ個別に審査するため、所得が表中の金額以内であっても該当しない場合があります。

※3 所得額によっては通学交通費（本人経費分）のみの助成となる場合があります。
（通学交通費のみの助成となる場合のめやす額…4人世帯の場合、所得が1,111万円超）

助成を受ける際に、領収書又はレシートの提出が必要な費目があります。

購入した際の領収書又はレシートは必ず保管しておいてください。

※ 領収書又はレシートは、令和2年8月、令和3年1月に学校に提出いただく予定です。

※ 領収書又はレシートがない場合は、助成を受けることができません。

助成費目		助成額			費用負担の確認	対象となる経費
		小学校		中学校		
学用品費・通学用品費		実費の 1/2 (上限 5,820 円)		実費の 1/2 (上限 11,370 円)	領収書または レシートの提出	別紙「学用品費・通学用品費等助成対象品目一覧」をご参照ください
新入学児童生徒学用品費・ 通学用品費 1年生の4月認定者に限る。 ※他制度で、新入学学用品費等 を受領している場合は対象外。		実費の 1/2 (上限 25,555 円)		実費の 1/2 (上限 28,990 円)		
拡大教材費		ページ数×単価(限度額 42 円)×1/2 (1冊あたりの限度額 5,250 円)				
体育実技用具費 ※小1～3年生、小4～6年生、 中1～3年生の間に各1回のみ、 1種目分を助成	種目	スキー	実費の 1/2 (上限 13,255 円)	実費の 1/2 (上限 19,015 円)	学校から市教委 への報告	副教材として使用する 拡大教材の購入費 ・スキー板 ・スキー靴 ・金具 ・スキーケース ・ストック ・手袋 ・柔道衣上下 ・帯
		柔道	—	実費の 1/2 (上限 3,825 円)		
校外活動費(宿泊なし)		対象経費の 1/2 (上限 800 円)		対象経費の 1/2 (上限 1,155 円)		
校外活動費(宿泊あり)		対象経費の 1/2 (上限 1,845 円)		対象経費の 1/2 (上限 3,105 円)		
修学旅行費		実費の 1/2			公共交通機関利用にかかる 交通費	
学校給食費		実費の 1/2				
職場実習交通費		—		実費		
通学交通費(本人経費分)		実費				
通級交通費(本人経費分)		実費				

助成を受けるためには

次の書類を学校へご提出ください。

※ 通級指導教室へ通級しているお子さまにつきましては、別途11月頃に通級先の学校から御案内いたします。

- (1) 特別支援教育就学奨励費申請書(学校から用紙をお受け取りください)
- (2) 令和元年(平成31年)中の所得額を証明する書類 ※世帯で収入のある方全員分必要です。
・「令和元年(平成31年)分 給与所得の源泉徴収票(年末調整済みのもの)」
・「令和元年(平成31年)分 所得税の確定申告書(第1表・第2表)の控え」
・「令和2年度所得(市・道民税)証明書(社会保険料等詳細が記載されたもの)※」
- (3) 振込口座の通帳の写し

※ 児童福祉施設や指定療育機関に入所または入院し、当該施設で就学に係る措置費または療育の給付を受けていない方は、「施設(機関)長が発行する入所(入院)証明書(学校から用紙をお受け取りください)」も併せて御提出ください。

申請書提出期日:5月22日(金)

※「令和2年度所得(市・道民税)証明書」が必要な方は6月23日(火)

※ 上記期日以降も随時申請を受け付けております。この場合、原則申請日(学校へ申請書を提出した日)の属する月からの認定となり、認定月によっては助成対象とならない費目がありますのでご注意ください。また、申請書を提出した後、自己都合で証明書類の提出が1か月を超えて遅れた場合は、証明書類を提出した月からの認定となります。

お問い合わせ

お子さまが通学する学校にお問い合わせください。

学用品費・通学用品費等助成対象品目一覧

中学校用

○この一覧は、学用品費・通学用品費及び新入学児童生徒学用品費・通学用品費の助成対象品目の一例です。

○領収書又はレシートの提出方法等については、別途お知らせします。

費目	購入時期	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
学用品費・通学用品費 (全学年対象)	令和2年4月 から 令和3年1月 に購入したもの	①授業や学校生活の際に使用するもので、学校が持参を求めるもの ②通学の際に使用するもの ③体育実技用具費の助成対象のうち、体育実技用具費で申請しないもの(例) ・標準服又は学生服、通学用靴、通学用靴 ・雨傘、カッパ、長靴 ・防寒用コート、帽子、手袋、マフラー ・上履き用靴、名札 ・体操着(体育用ジャージ上下)、紅白帽 ・スクール水着、水泳帽、プール用バスタオル、プール用ゴーグル、プールバッグ ・スキーウェア、スキー用帽子、スキーゴーグル、スキー靴バッグ ・ノート、筆箱、コンパス、のり、はさみ ・筆記用具(鉛筆、消しゴム、定規、ペン、クレヨン、色鉛筆等) ・習字セット、絵具セット、彫刻刀、算数セット ・実習用作業着・エプロン ・楽器(リコーダー、鍵盤ハーモニカ) ・給食用エプロン・ランチョンマット、配膳用マスク、掃除用布きん ・歯磨き指導用歯ブラシ・コップ ・手洗い指導用タオル・ハンカチ	①体調管理に用いるもの (医療的ケア用品 等) ②家庭学習で使用使用するもの (学習机、電動鉛筆削り機、辞典、参考書、ドリル、自由研究用の材料 等) ③校外活動で使用するもの (遠足や校外活動用のリュックサック、靴、水筒、弁当箱、修学旅行等で使う腕時計 等) ④日常生活で使用するもの (衣服(体操着や作業着など学校から持参を求められるものは助成対象となります)、下着、靴下、タイツ、メガネ、財布 等) ⑤部活動で使用するもの ⑥付属品やメンテナンス用品 (鉛筆キャップ、ブックカバー、スキー用ワックス、インソール(中敷き)、雪よけ足カバー 等) ⑦会費や掛金、その他学用品ではないもの (PTA 会費、日本スポーツ振興センター共済掛金、卒業アルバム代、学級写真代 等) ⑧ポイントで購入したものや、同居していない親族からプレゼントされたもの
新入学児童生徒学用品費・通学用品費 (4月認定の1年生のみ対象)	令和2年1月 から 令和2年4月 に購入したもの ※学生服等、入学準備の品物であることが明らかなものは、令和2年1月以前に購入したものも可	①スキー用具のうち、以下の6品目 ・スキー板 ・スキー靴 ・金具 ・スキーケース ・ストック ・スキー手袋 ②柔道用具のうち、以下の2品目 ・柔道着上下 ・帯 ※上記の品目以外は助成対象となりません。	①左記以外のスキー用具等 ・スキーウェア、スキー用帽子、スキーゴーグル、スキー靴バッグ、スキー用ワックス、インソール、金具等の取付手数料 ※対象外の費目のうち、(新入学)学用品費・通学用品費で助成対象となる経費は、そちらでご請求ください。
体育実技用具費 (1〜3年生の間に1回のみ対象)	令和2年4月 から 令和3年1月 に購入したもの		

※ 年度途中で認定となった方は認定月以降に購入にしたものが対象となります。

※ 学校で徴収する教材費や実習等の材料費については、学校で処理するので、領収書等の提出は不要です。

★ 学用品や通学用品を購入される際には、領収書又はレシートを発行してもらい、なくさないように保管しておいてください。

★ 領収書には、あて名(保護者または児童生徒の氏名)、日付、品名(複数ある時は全ての物品名)を必ず書いてもらうようにしてください。

★ インターネット等で購入された品物で領収書が発行されない場合には、購入した品物がわかる書類(納品書等)に加え、支払いが確認できる書類(クレジットカードの利用明細等)も必要になります。

申請書記入例

教育委員会
使用欄学校使用欄
(学校種別等)

令和2年度特別支援教育就学奨励費申請書 (兼収入額・需要額調書)

下記のとおり特別支援教育就学奨励費の申請をいたします。

申請書を学校に提出した
日を記入してください。

記

必ず押印してください。

学校提出日	令和 2 年 4 月 26 日												
申請者氏名 (保護者氏名)	(カナ) サッポロ タロウ	(漢字) 札幌 太郎	印	電話番号 012-3456-7890									
申請児童生徒 学年・氏名	(学年) 2 年	(氏名) 札幌 一郎	在籍 学校名	〇〇小 学校									
※令和2年4月1日時点の学年を記入してください ※申請児童生徒が複数いる場合は連名で記入してください													
令和2年4月1日時点の学年を記入してください。													
令和元年12月31日時点の年齢、勤務先、学校名・学年を記入してください。 例) 令和2年度に小学校3年生の方は、小学校2年生と記入													
世帯の状況	申請者	札幌 太郎	本人	(株) △△									
		京子	S52年 4 月 24 日 (42才)	妻 ●●スーパー									
		道子	H17年 1 月 30 日 (14才)	長女 □□中学校 3 年									
		一郎	H23年 4 月 14 日 (8才)	長男 〇〇小学校 2 年									
		次郎	H25年 7 月 11 日 (6才)	二男 ××幼稚園									
		サト	S23年 12 月 24 日 (71才)	母 無職									
※申請者・申請児童生徒を含め、同居者													
申請児童生徒も含めて記入してください。													
「申請者」名義の口座を正確に記入してください。 誤記入の場合は振り込みできません。 ※振込み口座の通帳の写しもご提出ください。													
(奨励費振込口座) ※申請者名義のもの													
金融機関	〇△□ 〇〇〇〇 〇〇〇〇			支店 本店									
店番号	1	2	3	口座番号	4	5	6	7	8	9	0	預金種目	普通口座

添付書類

・ 令和元年（平成31年）中の収入額を証明する書類

※世帯で収入のある方全員分（公的年金収入のみの方を除く）が必要です。
 「令和元年（平成31年）分給与所得者の源泉徴収票（年末調整済みのもの）」、「令和元年（平成31年）分所得税の確定申告書（第1表・第2表）の控え」、「令和2度所得（市・道民税）証明書（社会保険料等の詳細が記載されたもの）」など（いずれも写し可）を添付してください。

・ 上記振込口座の通帳の写し（カナ名義、口座番号のわかるページ）

教育委員会 使用欄		学校使用欄 (学級種別等)	
--------------	--	------------------	--

令和2年度特別支援教育就学奨励費申請書(兼収入額・需要額調書)

下記のとおり特別支援教育就学奨励費の申請をいたします。

記

学校提出日	令和 年 月 日		
申請者氏名 (保護者氏名)	(カナ) (漢字)	電話番号	
申請児童生徒 学年・氏名 ※令和2年4月1日時点の学年を記入してください ※申請児童生徒が複数名いる場合は連名で記入してください	(学年) 年 (氏名)	在籍 学校名	定山溪中学校
住 所			

	氏名	生年月日 (令和元年12月31日 時点の年齢)	申請者 から見た 続柄	勤務先・学校名・学年 (令和元年12月31日時点) ※無職の方は「無職」と記入してください
世帯の状況 ※申請者・申請児童生徒を含め、同居されている方全員を記入してください。	申請者	年 月 日 (才)	本人	
		年 月 日 (才)		
		年 月 日 (才)		
		年 月 日 (才)		
		年 月 日 (才)		
		年 月 日 (才)		
		年 月 日 (才)		

(奨励費振込口座) ※申請者名義のもの(児童生徒のものは不可)

金融機関	銀行 信用金庫										支店 本店	
店番号					口座番号						預金種目	普通口座

添付 書類	・ 令和元年(平成31年)中の収入額を証明する書類 ※世帯で収入のある方全員分(公的年金収入のみの方を除く)が必要です。 「令和元年(平成31年)分給与所得者の源泉徴収票(年末調整済みのもの)」、「令和元年(平成31年)分所得税の確定申告書(第1表・第2表)の控え」、「令和2年度所得(市・道民税)証明書(社会保険料等の詳細が記載されたもの)」など(いずれも写し可)を添付してください。
	・ 上記振込口座の通帳の写し (カナ名義、口座番号のわかるページ)

令和 ●年 ●月 ●日

(保護者名) 様

札幌市立●●●学校長

令和2年度特別支援教育就学奨励費に係る支弁区分の決定について

次のとおり特別支援教育就学奨励費の支弁区分が決定しましたので通知いたします。

1 支弁区分が決定した児童生徒及び支弁区分

第●学年 ●● ●●
支弁区分 ● (需要額に対する収入額の割合●. ●●)

2 認定年月 ●●●● 年 ● 月

3 助成を受けられる費目及び助成限度額は下表のとおりです。

助成を受ける場合には領収書又はレシートの提出を求める費目がありますので、購入した物の領収書又はレシートなどを保管するようにお願いいたします。

助成費目		支弁区分	I・II	III		領収書提出の必要	支給予定時期
		需要額に対する収入額の割合	2.5倍未満	2.5倍以上 3.5倍未満	3.5倍以上		
学用品費・通学用品費		小学校	5,820円	—	—	有	9月・(2月)
		中学校	11,370円	—	—		
新入学児童生徒学用品費・通学用品費 (第1学年の4月認定者のみ)		小学校	25,555円	—	—		
		中学校	28,990円	—	—		
拡大教材費		小・中学校	(注2)	—	—	有	2月
体育実技用具費	スキー	小学校	13,255円	—	—		
		中学校	19,015円	—	—		
	柔道	中学校	3,825円	—	—		
校外活動費(宿泊なし)		小学校	800円	—	—	無	9月・(2月)
		中学校	1,155円	—	—		
校外活動費(宿泊あり)		小・中学校	対象経費の1/2 (注1)	—	—		9月以降随時
修学旅行費		小・中学校	実費の1/2	—	—		
学校給食費		小・中学校	実費の1/2	—	—		
通級交通費(本人経費分)		小・中学校	実費	実費	実費		2月
職場実習交通費		中学校	実費	実費の1/2	—		
通学交通費(本人経費分)		小・中学校	実費	実費	実費	定期券の写し	

注1) 交通費、見学料のみが対象となりますが、助成額は小学校1,845円、中学校3,105円を限度とします。

注2) ページ数(表紙を除く)×1ページ当たり単価(限度額42円)×1/2により算定。ただし、1冊当たり5,250円を限度とします。

※ 支弁区分とは、需要額に対する世帯の収入額の割合に応じて定めた区分です。

※ 需要額とは、世帯構成ごとに生活保護基準を基に算出した額です。

※ 体育実技用具費は、該当授業がある場合に、小1～3年生、小4～6年生、中1～3年生の間に一回、一種目分のみ助成し。

※ 通学交通費、通級交通費、職場実習交通費は、最も経済的な経路・方法による交通費を助成限度額とします。

※ 助成費目・支給時期は、4月初から認定となった場合のものです。年度途中で認定となった場合は、認定月以降にかかった費用が助成対象となり、支給時期も異なる場合があります。